



“お薬を使う全ての方”に知って欲しい制度

～副作用救済制度について～



## ●医薬品副作用被害救済制度って？

医療機関で処方された薬や薬局で購入した薬を添付文書の用法用量を守って使用したにもかかわらず発生した副作用によって、入院が必要な程度 of 健康被害や障害などの重篤な健康被害を引き起こした際に、医療費や年金などの給付を行う制度のことです。

## ●給付の種類はどんなものがあるの？

給付には7種類あり、種類によって請求期限が異なります（期限なし～5年以内）。

- ・入院治療を必要とする程度 of 健康被害の場合、①医療費 ②医療手当
- ・日常生活が著しく制限される程度 of 障害がある場合、③障害年金 ④障害児養育年金
- ・死亡した場合、⑤遺族年金 ⑥遺族一時金 ⑦葬祭料

## ●どうやって請求するの？

健康被害を受けた本人やその遺族が直接、医薬品医療機器総合機構(PMDA)に対して行います。その際に①該当給付の請求書②医師の診断書、③投薬証明書（薬局医薬品の場合は販売証明書）、④受診証明書が必要です。

また請求内容によって必要な書類も異なるため、判断に迷われた際には救済制度の相談窓口（0120-149-931）に連絡して相談して下さい。担当者が制度の仕組みについて説明した上で、それぞれの方に必要な書類を案内してくれます。



### 必要書類 の 入手方法

- ・ PMDAに電話し、無料送付による入手
- ・ PMDAのHPからダウンロードして入手  
([https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/general03.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/general03.html))

